

第六十八条第一項中、「中欄」を「下欄」に、同表下欄に掲げる地方運輸局長又は陸運支局長」を「

「営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長」に改め、同項の表中

地方運輸局長等
営業所の所在地
営業所の所在地
営業所の所在地
営業所の所在地

を管轄する陸運支局長	を削る。
を管轄する陸運支局長	
を管轄する陸運支局長	
を管轄する陸運支局長	

（倉庫業法施行規則の一部改正）

第十九条 倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項各号列記以外の部分中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改め、同項第八号中「海運監理部」を「運輸監理部」に改める。

第一条の二第四項各号列記以外の部分中「海運支局」を「運輸支局又は海事事務所（以下、「運輸支局等」という。）」に、「海運支局長」を「運輸支局長等」に、「しなければならぬ」を「することができ」に改め、同項各号中「海運支局」を「運輸支局等」に改め、同条第五項中「海運支局長」を「運輸支局長等の長」に改める。

第一条の三第一項各号列記以外の部分中「海運支局」を「運輸支局等」に、「しなければならぬ」を「することができ」に改め、同項各号中「海運支局」を「運輸支局等」に改め、同条第三項中「海運支局長」を「運輸支局長等の長」に改める。

第十号様式中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

（船舶船員統計調査規則の一部改正）

第二十条 船舶船員統計調査規則（昭和三十二年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「海運支局長（海運支局の設置されていない場合は、地方運輸局長（海運監理部長）を「運輸支局長又は海事事務所長（船舶調査については申告義務者が所有する船舶の船籍港、船舶調査については申告義務者の主たる事業所が地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げられた区域にある場合は地方運輸局長運輸監理部長」に改め、（船舶調査についてはその管轄区域に船籍港を有する船舶の所有者、船舶調査についてはその管轄区域に主たる事業所を置く者をいう。）」を削り、同条第二項中「海運支局長」を「運輸支局長、海事事務所長」に改める。

第九条中「海運支局長」を「運輸支局長、海事事務所長」に改める。

第十条及び第十一号中「海運支局長」を「運輸支局長又は海事事務所長」に改める。

（船員労働統計調査規則の一部改正）

第二十一条 船員労働統計調査規則（昭和三十二年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「海運支局長（海運支局の設置されていない場合は地方運輸局長海運監理部長」を「運輸支局長又は海事事務所長（申告義務者の主たる事業所が地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げられた区域にある場合は地方運輸局長（運輸監理部長」に改め、同条第一項中「海運支局長」を「運輸支局長、海事事務所長」に改める。

第九条中「海運支局長」を「運輸支局長、海事事務所長」に改める。

第十条及び第十一号中「海運支局長」を「運輸支局長又は海事事務所長」に改める。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第二十一条 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第二号中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

第五条の三中「地方運輸局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十三号）別表第三に定める海運支局」を「運輸支局等（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）及び同令別表第五第二号に掲げる海事事務所をいう。以下同じ。）」に、「海運支局」を「運輸支局等」に改める。

第一号様式、第八号様式及び第十号様式中

「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。
「地方運輸局長」を「地方運輸局長、海事事務所長」に改める。
「地方運輸局長」を「地方運輸局長、海事事務所長」に改める。

第十二号様式備考別表を次のように改める。

別表

地方運輸局長等	表示する数字
北海道運輸局長	101
回函館運輸局長	102
回釧路運輸局長	103
回室蘭運輸局長	104
回洞爺湖運輸局長	105
回三陸運輸局長	106
東北運輸局長	107
回仙台運輸局長	108
回石巻運輸局長	109
回仙台運輸局長	110
回仙台運輸局長	111
回仙台運輸局長	112
回仙台運輸局長	113
回仙台運輸局長	114
回仙台運輸局長	115
回仙台運輸局長	116
回仙台運輸局長	117
回仙台運輸局長	118
回仙台運輸局長	119
回仙台運輸局長	120
回仙台運輸局長	121